

## 政務活動費交付条例を一部改正する条例案

私は大阪維新の会大阪市会議員団を代表いたしまして、議員提出議案第 38 号、大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案の提案趣旨説明を行います。

今回の条例改正の趣旨は、現在、一般の閲覧に供している領収書などの写しをネットでも閲覧に供する事が出来るようにするものであります。

政務活動費に関しては、兵庫県議会議員の号泣記者会見など、他の自治体において不適切な支出や疑義がある支出の事案が続出しており、地方議会の信頼は大きく失墜しております。

大阪市会においては、市民の付託を受けている私たち市会議員の活動内容などを市民の皆様公開するため、1円以上の領収書の写しを公開し、大阪市会図書室で閲覧、また、有料ではありますがコピーも可能となっております。

市民の皆さんに公開する事により、一定のガバナンスは働いておりますが、大阪市会図書室は平成 25 年利用状況では、年間 242 日稼働で 473 名の一般利用があったようですが、平均すると 1 日 2 名弱の利用に留まり、さらに利用者が政務活動費のチェックをしているのか？と言う事を考えるとゼロに等しい状態であると思われまじし、せつかく閲覧に供しているにも関わらず、透明性・公共性がまだまだ発揮できていないのではないのでしょうか。

本来、私たち議員は予算や税金の使途をチェックする立場でありますから、自分たちが税金を使用する時には納税者の方にもっと広く、しっかりと公開できる状態にする事は、議員としての責務であり、当然であります。

他都市の状況を見ると、複数の議会でネット公開しており、函館市議会や高知県議会ではネット公開に至った経緯として、「特に隠す理由はない」と言う事や「予算も特段必要ではないという事から公開を決定したい」と言う事です。

我が会派としては、政務活動費のネットでの公開について、「特に隠す理由は無い」との理由だけではなく、市政報告会やHPでの日頃の議会・議員活動を報告しておりますが、更に税金である政務活動費についても、どれだけの人や物が必要なのか、どういった調査・研究・活動をしているのか？など、公開性を高める事により、議会活動を違った視点で市民の皆さんにより積極的に公開する事も重要であると考えているところであります。

以上の事から、本条例改正案に議員各位のご賛同を頂きますことをお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。